

## 宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。なお、公正証書等は養育費の取り決めに交わした文書であり、公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停調書又は確定判決とする。（以下「公正証書等」という。）

### (目的)

第2条 養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、公正証書等作成にかかる本人負担費用を補助することで、養育費を確実に受け取る枠組みを整え、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、宝塚市内に居住し、交付申請時において、ひとり親であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (2) 養育費等の取り決めに係る経費を令和4年4月1日以降に負担した者
- (3) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない者

### (補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、養育費の取り決めに要する経費のうち、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料、家庭裁判所の調停申立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代、家庭裁判所への付き添い支援費用であって、令和4年4月1日以降に補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）が負担した費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める経費のうち公正証書作成費に関わる費用は5万円を上限とし、家庭裁判所の調停申立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代については実費費用を、家庭裁判所への付き添い支援費用に関わる費用は1回当たり上限2千円を交付する。

(交付申請)

第5条 申請者は、宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書及び調査同意書（以下「申請書」という。）（様式第1-1、1-2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。交付申請期間は、公正証書等作成日の属する年度内とする。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の書類には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し  
又は児童扶養手当支給決定書の写し
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 補助対象となる経費の領収書等
- (4) 公正証書等の写し
- (5) 養育費の取り決めをした文書(債務名義化した文書に限る)
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書類及び必要書類について審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請書の取下げ)

第7条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取り下げを行うことができる。

(交付の時期等)

第8条 市長は補助金の交付決定をしたときは、決定した日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第7条による申請の取下げがなされた場合、又は前条による決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。